

議案第3号

諸規程等の修正について

この会の適切な業務を遂行するため、平成23年4月以降、諸規程等の修正を必要とする事由が生じた場合は、その修正を会長に一任し、会長はそれに基づき執行できるものとする。

ただし、会長はその内容について、次期総会で会員の承認を得るものとする。

平成23年3月10日 提出

北海道農地・水・環境保全向上対策協議会  
会長 眞 野 弘